

証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める省令（平成五年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。） 第二条第一項第四号又は同項第八号に掲げる有価証券（特定目的会社 による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二 条第七項に規定する特定約束手形を除く。）のうち、次に掲げる要件 をいずれも満たすもの。</p> <p>イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（以下 「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取 得を含む。）される金銭債権その他の資産（以下「譲渡資産」とい う。）が存在すること。</p>	<p>(略)</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。） 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第六号に掲げるも のの性質を有するものであって、次の各号に掲げる要件をいずれも満 たすものとする。</p> <p>イ 当該有価証券の発行者が、当該有価証券を取得する者から受け入 れた資金を、有価証券に対する投資として運用することを目的とす るものであること。</p> <p>ロ 当該有価証券について、発行者が、当該有価証券の所有者の求め に応じて直接又は間接に買いもどしを行うものであること。</p> <p>二 法第一条第一項第四号又は同項第八号に掲げる有価証券（特定目的 会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号） 第二条第七項に規定する特定約束手形を除く。）のうち、次に掲げる 要件をいずれも満たすもの。</p> <p>イ 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（以下 「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取 得を含む。）される金銭債権その他の資産（以下「譲渡資産」とい う。）が存在すること。</p>

□ 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換のために発行されるものを含む。）上の債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を当てること。

二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げる要件をいずれも満たすもの又は同項第三号の二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。

三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。

□ 特別目的法人が当該有価証券を発行し、当該有価証券（当該有価証券の借換のために発行されるものを含む。）上の債務の履行について譲渡資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を当てること。

三 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち、同項第四号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる有価証券の性質を有するもので前号に掲げる要件をいずれも満たすもの又は同項第三号の二若しくは第五号の三に掲げるものの性質を有するもの。

（新設）